

# 助成金申請サポートのご案内

(JETRO用)

**Authense** 弁理士法人

# ご確認及び注意事項

## ＜ご確認下さい＞

- ※ 助成金申請はお客様ご自身で行って頂くこととなります。助成までのフローや募集要項、必要書類などについては以下のジェトロHPをご確認下さい。

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_appli.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html)

- ※ 弊所のサポート範囲は次ページをご確認下さい。

## ＜ご注意下さい＞

- ※ 助成金の補助は、助成対象経費の2分の1以内（助成限度額60万円／1案件）が上限になりますが、実際の出願依頼後に費用が増減する場合がございますので、ご了承下さい。
- ※ 当補助金の事業において、外国出願に関する代理人契約、出願準備、出願手続きなどすべての作業は採択（交付）決定後に行い、事前着手を行えません。
- ※ 本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（商標・商品等の変更）は認められません。
- ※ 採択（交付）決定後、出願は放棄又は取下げ等を行えません。
- ※ 出願費用の他に、出願前の商標調査及び出願後に発生する可能性のある中間対応費用等は本助成金の対象となりません。
- ※ 申請しても採択されない可能性がございます。その場合でも弊社サポート費用は発生します。

# サポート範囲

必要書類のうち、以下の書類についてサポートいたします。

- ・ 間接補助金交付申請書〔様式第1-1〕  
→項目「申請案件種別」～「間接補助金交付申請額」、「出願の新規性、進歩性、創作性等」及び「選任代理人」を弊所で記入後にクライアント様へ送付します。
- ・ 協力承諾書〔様式第1-1の別紙〕  
→弊所で作成し、クライアント様へ送付します。  
国内代理人から申請者に提出する書類ですので、ジェットロへは写しをご提出ください。
- ・ 外国特許庁へのマドプロ出願の基礎となる国内登録（出願）にかかる出願書類  
→弊所で用意します。国内出願中のものは、商標調査結果報告書を添付する必要があります。
- ・ 見積書  
→弊所で用意します。
- ・ 外国の先行商標登録の調査報告書  
→弊所にて完全一致検索（※）のみ実施しますのでその報告書をご提出下さい。  
※Global Brand Database、TM View、現地データベースなど  
※こちらに図形調査は含まれませんので、ご了承下さい。  
※類似範囲の調査は含みません。例えば、出願商標が「Authense」の場合  
「Authense」は調査範囲に含まれますが、「Ausence」等他の表記は含まれません。  
※なお、現地弁護士・弁理士の調査結果報告をご希望の場合は、ご相談ください。別途費用はかかりますが、各国の実務に沿った、現地代理人による商標調査結果が入手可能です。

**Authense**